

運輸安全マネジメントに関する取り組み

2023年5月

京福バス株式会社

京福バスでは、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社役職員が一丸となり取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保を行う組織体制の整備に努めるとともに、現業における安全に関する実際の状況や関係者からの情報を十分に踏まえつつ、全ての役員及び従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる役割を負います。
- (2) 社長及び役職員は、全従業員に対し各々の職責を果たしかつ組織的に連携して業務を遂行させることにより、運輸の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善を確実にすることを、事業運営上の方針として定めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報については、適正に公表いたします。

輸送の安全の関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を優先的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。

2. 2022年度の輸送の安全に関する目標と達成状況

事故発生総件数 30件以内

事故総件数は43件となり達成することができませんでした。事故の内訳は以下のとおりです。

有責事故	35件	他責事故	8件
------	-----	------	----

(有責事故の内訳)

事故の内容	実績
車内人身事故	3件
物損事故	32件
健康起因	0件

2022年度はバス需要が徐々に回復してきた年であり、貸切バスの県外需要と高速バスの運行再開による乗務機会の増加により事故件数が増大しました。

2023年度の目標は、引き続き事故発生総件数30件以内とし、2022年度の結果を踏まえて安全に向けた取り組みを実施し、再発防止に努めます。

3. 自動車事故報告規則第2条に該当する事故の統計

事故の内容	実績
重大事故 (第3号)	0件
健康起因 (第9号)	0件
車両故障 (第11号)	11件

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 安全に関する会議の実施

- ・安全マネジメント委員会（毎月）
- ・監督者会議（毎月）
- ・安全衛生委員会（毎月）

(2) 各種安全運動の取り組み

- ・交通安全運動啓発活動（年4回）
- ・車内事故防止キャンペーン（7月）
- ・輸送等に関する安全総点検（年末年始）

(3) 経営トップによる職場巡回

- ・経営トップおよび安全統括管理者による営業所巡回（年3回）

(4) 早朝点呼の立会指導

- ・営業所および駐泊地（隔月）

(5) 街頭指導

- ・福井駅西口（毎月）

(6) 整備技術員による日常点検の立会指導

- ・営業所および駐泊地（4回）

(7) 輸送の安全に関する投資

- ・教育・研修（適性診断受診、クレフィール湖東安全運転講習、国土交通省認定セミナー等）
- ・健康保全対策（インフルエンザ予防接種、SASスクリーニング検査、ストレスチェック等）
- ・設備・機器（電子点呼システムの導入等）

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

(資料1「安全管理体制」及び2「事故災害報告連絡体系図」のとおり)

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1) 全職員教習

安全意識向上のための社内全員教習を実施しました。

(2) 運行管理者、指導運転士教習

運転士とは別に、運行管理者、指導運転士に対して、法令に関する教育をはじめ、管理者として必要な知識習得のための教習を実施しました。

(3) 運転士教習

全運転士およびガイドを対象に、「安全運行・健康管理・接客接遇」に関する教育を実施しました。

福井県バス協会が開催する乗務員教習を受講させました。

事故発生者は別に特別教習を行いました。

(4) 小グループ教習

運転士に指導項目及び直近の情報をきめ細かく共有するために、運行管理者・指導運転士による「小グループ教習」を実施しました。

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

京福電気鉄道株式会社監査室による内部監査を実施し、結果を経営トップおよび安全統括管理者に報告しています。

結果の主な内容は以下のとおりです。

- ・経営トップ、安全統括管理者は運行管理者や安全輸担当の管理職と毎月、安全マネジメント委員会で事故原因となる傾向的なことや起因することなどの分析結果を協議し、対策や対応方法を講じている。
- ・運輸防災マネジメントを制定し、全員教習、運行管理者教習で全職員への周知を図っている。なお、災害時の車両退避場所の確保は、現在福井県と協議中である。
- ・アル検の不適切行為に対し、システム機器導入による厳格な点呼手順への見直し、トップの警告文書発出や教育指導の繰返での法令遵守の徹底など再発防止に取り組んでいる。

8. 安全管理規程

(資料3「安全管理規定」のとおり)

9. 安全統括管理者

当社で選任した安全統括管理者は下記のとおりです。

取締役 若吉 誠一郎